

成田市建設発生土管理基準

令和4年6月1日施行

成田市

成田市建設発生土管理基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」（平成16年6月1日施行。以下「条例」という。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 公共工事

成田市が事業主体となって施工する工事をいう。

(2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

(3) 土砂等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積行為の用に供するものをいう。

(4) 残土

土砂等のうち、採取土砂以外のものをいう。

(5) 土砂等の埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。
（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。）

(6) 特定事業

同一事業区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業をいう。

(7) 同一事業区域

事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域をいう。

(8) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

① 他の公共工事で利用

② 公共工事を利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③ 再利用のための土質改良プラントへのたい積

④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

(9) 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

3 条例の主旨等

(1) 条例の骨子

条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及びたい積行為並びに土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ① 事業主等は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。
- ② 特定事業に使用する土砂等の安全基準の設定。
- ③ 安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止。
- ④ 一定規模以上の特定事業の許可制の導入。
- ⑤ 特定事業に搬入する土砂等の土質についての許可等の導入。
- ⑥ 一定規模以上の特定事業における表土が安全基準に適合しない場合は土砂等の埋立て等の禁止。
- ⑦ 土砂等の埋立て等の事業完了区域における土砂等のたい積の構造について構造上の基準を制定。
- ⑧ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化。

(2) 条例の適用対象等

① 条例の適用対象等

条例は、搬入した土砂等による、土地の埋立て等を行う行為並びに土砂等の土質に適用するものである。

② 特定事業の許可

事業区域の面積が500平方メートル以上は、市長の許可が必要である。

③ 土質に関する許可等

残土を用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは、当該残土を用いる事について市長の許可が必要である。

また、特定事業区域への採取土砂の搬入は、市長への届け出が必要である。

(3) 公共工事の取扱い

条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ① 公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る市長の許可は不要である。
- ② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する地質分析（濃度）結果証明の添付は省略できる。

4 管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

- (1) 工事間利用等又は埋立て等を行う建設発生土の管理。
- (2) 工事以外から搬入される土砂等の管理。

5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事請負者に対し条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。
- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、様式-2「建設発生土の管理調書」に内容を記載のうえ、所属長の承認を得て、関係書類とともに工事完了の日から5年間保存する。

第2章 安全基準

1 土砂等の安全基準等

(1) 土砂等の安全基準等

建設発生土の工事間利用等又は埋立て等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土等が別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」に適合していなければならない。

(2) 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土等は、他の場所への搬出や工事間利用を行ってはならない。

(3) 特定事業区域の表土の安全確認

特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入を行ってはならない。

(4) 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、様式-1に定める「汚染要因に関する調査票」及び様式-3に定める「地質分析」により行わなければならない。

2 汚染要因の確認調査及び地質分析の実施

地質分析及び確認調査は次により行うものとする。

(1) 5,000立方メートル以上の建設発生土を搬出する事業にあつては、年次計画にかかわらず搬出量が5,000立方メートルを超えるごとに地質分析を行うものとする。

(2) 5,000立方メートル未満の建設発生土の搬出については、様式-1に定める「汚染要因に関する調査票」により調査確認を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、地質分析を行うものとする。

3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあるものとして判定されるものである。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に市長の承認を受けたものとして取り扱う。

- (1) 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地（特に留意する業種は資料-1のとおり）
- (2) 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼
- (3) 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域

- (4) 震災等による壊滅的被害を受けた地域
- (5) 薬品により土壌改良等の処理をした地域
- (6) 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- (7) 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
- (8) その他、臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる地域

4 地質分析

- (1) 試料の採取は別表第3に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 地質分析は別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
- (3) 分析は、計量法第122条第1項の規程に基づいて登録された計量士のうち、濃度に係る計量士の属する機関により行うものとし、地質分析（濃度）結果証明書は様式-3によるものとする。

5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

- (1) 500㎡以上に土砂等を搬入する場合
 - ① 事前に特定事業区域の表土を、第2章第2項に定める「汚染要因に関する調査票」及び地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。
 - ② 特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入はできない。この場合、この表土については、同一事業区域での利用又は置換え等、適正な処理が必要である。
- (2) 公共工事から建設発生土等を搬入する場合
公共工事から土砂等を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」又は「地質分析（濃度）結果証明書」の提出をもって搬入できる。
- (3) 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合
 - ① 法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書の提出をもって搬入できる。
 - ② 公共工事以外から土砂等を搬入する場合は、「地質分析（濃度）結果証明書」を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。
 - ③ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土等が完了した時点で別表第3の2の方法で採取した土砂等について、第2章第4項に定める「地質分析」を行う。

6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響のない方法により行うものとする。

- (1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合
公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合の面積を調査し、条例の適用対象等に該当する場合は、条例等により適切に処理しなければならない。その結果、該当しない場合は、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方

法等について承諾書を取り交わしておくこと。

- (2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表第2に定める「構造上の基準」により行うこと。なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは、前項5と同様とする。

7 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、他の場所への搬出や工事間利用等はできない。

したがって、この場合は同一事業区域内での利用、管理型施設での利用及び製品化への対応などの適正な処理が必要である。

また、汚染土壌による人の健康への影響を防ぐ対策をとる必要がある。

8 その他

この基準に定めのない事項や、土砂等の安全基準を超える建設発生土の扱い等については、環境部環境対策課と協議するものとする。